


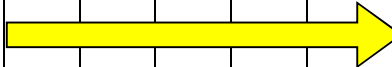
①事業活動収支の検証

・経営指標の検証

社会福祉法人の経営は公益性・公共性をもって行うべきですが、事業を継続するためには各事業における収支バランスの見極めが必要です。必要な事業であっても事業活動収支差額が赤字であれば継続をすることは困難です。確実に収入が確保できることが前提であり、その一部を公益事業として実施することができるかどうかを見極めるために、経営指標による分析、検証を行います。

事業団の柱である介護保険サービスの通所介護については、各地域の実情に応じてサービス提供時間を変更し、複合施設の強みを生かした職員体制を構築していきます。居宅介護支援事業所については収支が見込める加算を取得できる人員体制を敷き、主任ケアマネが各事業に最低1人配置できるよう育成を行います。訪問介護については常勤、非常勤、登録職員が役割分担を細分化することで事業の効率化を進めます。有料老人ホームについては自法人が運営する訪問介護を充実させ、介護状態になっても、出来る限り自施設で暮らせるような体制を整えます。

障がい福祉サービスの就労支援については就労実績を上げることで障がい者の就労意欲を上げ、事業所に入りたい利用者を増やすこと、生活介護については障がいの程度に合わせたサービスを事業ごとに過去5年間の経営指標を数値化し、分析することで今後の経営方針を定めます。その中で収支が赤字であっても福祉事業として必要な事業であれば優先順位をつけ実施します。また、市の施策として不十分であれば、委託事業として提案を行います。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	経営指標の分析	検証					再検証
2	事業の継続・廃止の検討	検討					

②各事業報酬加算の検証

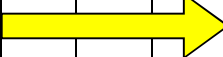
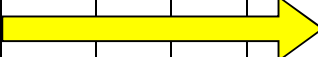

- ・配置加算、サービス提供時間変更による報酬単価の見直し

事業を継続して行うために収益を増加させて行くことは、質の高い人材の確保、安定した職場環境を構築する上で重要項目です。介護保険事業、障がい福祉サービス事業は国が定めた報酬単価によって決まりますが、福祉サービスの質を維持・向上していくためには稼働率100%以上で行うことは現実的ではありません。

事業団が今後も収益を伸ばしていくためには現状の事業の報酬単価の収益だけではなく、新規事業の開設や、専門職による配置加算など柔軟な職員配置を行い収益の増加に努めていきます。

対象はすべての事業で行いますが、今後、雇用する職員の資格を考慮するとともに法人内で資格取得の助成を促進するなど職員がスキルアップできる環境も整えていきます。

また、柔軟な対応ができる延長サービスやサービス提供時間の変更など、利用者のニーズを第一に考え福祉サービスを実施していきます。

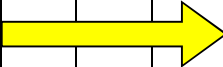
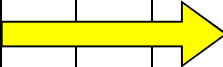
【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	専門職員配置加算取得のための人員配置	調査	実施				見直し
2	資格取得の助成	助成					見直し
3	サービス提供時間変更の検討・実施	検討	実施				見直し

③事業別職員の人員配置の定数化

- ・各事業における人件費率の検証

福祉サービスは主に対人サービスであるため、人件費率が高くなることはやむをえません。しかし、事業を安定して継続していくためには、人件費率の動向把握は必要です。事業団5か年計画で目標指標とした人件費率を検証することで今後の事業別職員の必要定員を定めます。まず、始めに利用者に対し適切なサービスが提供されているかを確認するために、利用者自身が自立して行動ができる環境を事業所が構築しているか、また、そのための人員が適正に配置されているかを検証します。状況として職員配置が少ないためにサービス提供が不十分なのか、職員配置が多いために利用者の自立を阻害していないかを検証します。その上で、各事業に必要な人員を定数化しサービスの質の水準を保ちます。

また、複合施設として機能している事業については時間により職員の配置が余剰で利用者に対してのサービス提供が過剰になる場合もあるため、兼務体制を実施するなど人員の効率的な配置を進めていきます。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	配置加算取得のための人員配置	検討	実施				見直し
2	サービス提供時間変更の検討	検討	実施				見直し

(6) 資産の取得、財産の運用

利用者の利便性を高めるとともに、職員が雇用解除の心配なく安心して業務を行うために福祉サービスを実施する施設を積極的に新規取得していくよう努めます。

ただし、老朽化した施設で多額な修繕費が必要になるなど採算性が悪化することが明らかなものや、今後、採算性の見込みのないものは、その事業自体をどのように執り行っていくかを見極め、今後の施設譲渡を踏まえた収支改善計画を見極めながら市と協議を行い、取得の是非を検討します。

また、施設譲渡に伴い、自施設で働く職員を確保するための福利厚生用地や施設改築にかかる仮設用地についても必要に応じて取得していきます。事業団は、平成28年度からの第3期指定管理業務を受託して今後5年間の施設の基盤を確保しますが、指定管理業務のなかで施設譲渡の協議に含まれた事業に関しては積極的に物品などを取得し、市の依存を少しずつ解消し、自施設での経営基盤を整え安定した施設運営を進めていきます。

資産のうちの現金は明確に目的化された積立金として、債券の購入など安全確実な資産運用を行うとともに、運用状況を絶えず理事会などに公表して資金管理の適正化を徹底します。

【主な事業項目】

- ① 計画的な施設修繕及び整備
- ② 建物、土地、備品の取得
- ③ 資産運用計画の策定




① 計画的な施設修繕及び整備

・ 施設の老朽化対策について維持・補修の検討

指定管理施設として受託経営をしている施設の中で、古い施設は築40年を経過しています。毎年、市と協議している備品設備整備計画では小規模な設備更新及び改修は実施していますが、施設の老朽化に対する大規模修繕などは進んでいないのが現状です。市の施設であるため、より優先度が高いものから実施され対策が遅れています。今ある事業を継続して行うためには利用者への安全対策はもとより、利用者が不具合を感じることなく快適に利用していただくために施設修繕計画を立て、進捗状況を見ていかななくてはなりません。

福祉の村の施設については、平成29年度にこども発達センターの開設にあたり若葉学園、めばえの家は児童発達支援センターとして統合されることとなります。また、友愛の家は岡崎ウエルフェアサポート株式会社（SPC：特定目的会社）のPFI事業により、（新）友愛の家として大規模改修が決定しています。しかし、障がい者5施設（希望の家、のぞみの家、そだちの家、にじの家、みのりの家）については市と施設譲渡について検討をしていますが、維持・補修に対しての協議はまだ始まったばかりです。今後、計画的に建替えや大規模修繕に向けた対策を行います。

障がい者5施設については、今後5年間で市と協議を行い、事業継続ができることを前提に障がいを持つ利用者が安心して利用できるハード面を見直し、柔軟な対応ができるように建替えや改修時にバリアフリー化を進めていきます。

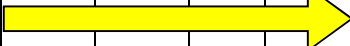
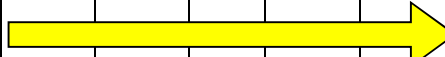
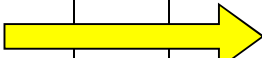
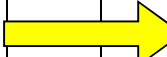
【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	こども発達センターの事業開始	新設	実施				
2	（新）友愛の家の事業開始	検討	改修	移転 実施			
3	障がい者通所施設（5カ所）の 自主運営に向けた協議	協議					自主 運営

・施設内サービスの充実に向けた整備・改修

指定管理施設は開設当初から売店を設置し、業務については母子寡婦福祉会に運営を委託してきました。しかし、収支状況の悪化や限られた利用者の購買であったため、今後の事業継続の見通しが厳しいことなどから、平成27年度をもって委託契約が終了となります。売店で食料品などが買えなくなると利用者が施設を利用する上で不便になることが予想されます。

施設内のサービスを充実させるために、利用者が必要としているものについてのアンケートを実施し、売店に代わるシステムの導入を模索します。自動販売機については既存で導入している飲料水だけの機種のみではなく、食料品なども購入が可能な機種について導入に積極的な業者と検討していきます。



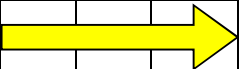
利用者の憩いの場として必要となる教養娯楽物品の更新や都度、利用者に対してご意見・要望を伺い、今後の利用者ニーズを発掘し事業の活性化に向けて必要な物品の購入や設備改修を行います。施設で知識教養を獲得でき、生涯学習を行うことでいつまでも地域で暮らすことができる環境とくつろぎの空間を提供します。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	自動販売機の更新・充実	更新					見直し
2	利用者アンケートの実施	実施					
3	教養娯楽物品の購入	検討	購入	検証			
4	教養娯楽室の改修	検討	実施			再検討	実施

②土地・建物・備品の取得
 ・施設譲渡に向けた資産の取得協議

事業団が施設運営している事業のほとんどが市の公共施設を指定管理者制度による受託という形で運営しています。当初、福祉の村の各施設は市が直営で行っており、事業団設立以後、高年者センター岡崎、各地域福祉センターなどの高齢者施設と合わせ事業団に委託されました。しかし、地方自治法改正により平成18年度から高年者センター岡崎及び各地域福祉センター、福祉の村が指定管理制度による施設となり、いずれの施設も事業団が非公募指定により受託していますが、近年、指定管理者制度改正により各施設の指定管理者選定が「原則として公募での指定」へと大きく変わりつつあります。もし、公募型の事業選定において指定管理者として受託できなかった場合は、主力事業の経営基盤と大きな財源を失い、経営的にも、人事管理面でも窮地に立たされます。

事業団としては、独自で運営すれば地域福祉のニーズに沿った運営ができること、資産が増加し施設賃借料の軽減、資産の目的外使用の利用幅が増大することにより、安定した法人運営が実現すること、適正な人員確保と安定した施設経営が可能となること、迅速かつ的確に工事や修繕が行うことができること、事業の質的課題（利用者の状況により困難事例を排除する傾向）阻止のための手法を自由に設定することができること、定員管理、事業環境、緊急修繕による利用者保護などが容易に行うことができることなどの利点があることから積極的に取得交渉に入ります。


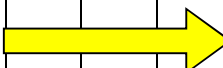
【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	福祉の村5施設譲渡検討	整備					譲渡
2	高年者センター岡崎・養護老人ホーム	検討	整備				再検討
3	地域福祉センター5施設	検討	整備				再検討

・職員駐車場整備の検討

職員駐車場整備は職員が働きやすい職場を作るためのもので福利厚生の一環として整理されるものです。しかし、その取得や維持費に多額の費用がかかることから計画的に取得・検討します。本来、職員駐車場代は通勤に要する費用の一環として支払われるべきものであり、公共交通機関利用者や自己所有しない車両に同乗する職員には利点がないため慎重に取り扱うべきです。事業団は勤務地が市内各地に点在しており自宅に近接した勤務地を選択することができないことや自家用車による通勤は職員の重要な移動手段であり、通勤時間を短縮し人員確保するためには必要です。駐車場を利用する場合は独自に定めた負担金を徴収します。希望する職員には駐車場が利用できるよう、用地確保をしていきます。駐車場は用地買収や賃貸借契約による駐車場用地確保のほか、指定管理受託敷地内においての市から借用も検討します。

指定管理による受託は、駐車場用地を確保、取得するための最低条件です。もし、指定管理業務を受託できなかった場合は、課税対象となる普通財産（収益事業用）とみなされ、所有自体が重荷になる可能性があります。

借地もそのまま借り続けるか購入するかを検討し、最小限の用地を購入していきます。その際には、取得費、維持費、租税公課も検討します。必要な駐車場用地の状況を慎重に見極め、毎年その状況を重要事項決定会議に諮り、絶えず検証をおこないます。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	駐車場必要数の算定・再算定	検討	算定				再検討
2	新規駐車場用地確保の検討	検討	賃貸 契約				再検討



③資産運用計画の策定

・積立資産の債権、定期預金による運用

資産は物価上昇に合わせて相対的に目減りするので、積極的かつ慎重な運用が必要です。事業団は運用可能な固定資産をほとんど持っていないので、運用は基本財産、引当積立金、入居預り金、特定積立金、並びに次期繰越活動収支差額(金)の運用に限られます。

運用の形態は、社会福祉法人のその用途により普通預金、定期預金、利付国債、県債などがあります。その運用に関しては、定款、経理規程及び債券運用実施要領に基づき、安全性を最優先し、効率性も考慮した運用を行います。

国は平成20年の社会福祉法人改革により、社会福祉法人が株式を保有することを認めています。事業団は従来からの「資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に変えて保管すること」とされ「元本保証型の金融商品で運用」することとする従来の指導を踏襲し、元本が割れる可能性のある資金運用は行いません。従って、資金運用責任者は専任では置かず、その役割は統括会計責任者（総務課長）に兼務します。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	運用種類の検討、資産の分散	検討	実施				
2	運用期間の検討	検討	実施				

(7) 情報発信と経営の透明性の確保

地域に根ざした社会福祉法人として、理念に基づいた方針と目標を掲げた、経営10か年計画に沿って毎年度の事業計画を実施していきます。

事業計画の実施報告や財務諸表などに関する情報は、定款に基づき定期的に所轄庁へ報告するとともに、ホームページや広報誌で公表し事業の公正化、透明化を行います。そして、法人が実施している事業について地域住民や利用者に対して理解を求めます。

また、地域住民や利用者など第三者から見た事業内容の点検、評価及び意見を反映できるよう、財務諸表など外部機関による会計監査人の必要性の検証をするとともに第三者評価の活用や苦情解決の積極的な取り組みについても検討し、利用者家族との懇談会や地域住民との意見交換会を開催して、事業運営の透明性を図ります。

地域福祉の活動拠点として高年者センター岡崎、各地域福祉センター及び福祉の村は様々な交流事業を実施することで地域住民・利用者・ボランティアとの交流や情報発信を進めていきます。

【主な事業項目】

- ①ホームページ、広報誌による情報発信
- ②財務諸表の開示、事業計画の公表
- ③外部機関による会計監査の実施



①ホームページなどによる情報発信

- ・ホームページの更新状況、アクセス数の検証

社会福祉法の改正により、社会福祉法人について事業の透明化が求められています。情報発信をする媒体としてホームページは法人の理念や事業内容の公表などの情報を発信する上で重要なツールです。事業団は平成26年度にホームページの抜本的な見直しを行いました。社会福祉法人として事業団の理念を掲げ、事業内容、財務諸表などの公表を実施しています。しかし、より多くの方にホームページを見てもらうために事業内容の結果報告情報を載せるだけでなく、イベントであれば告知、募集、参加状況、報告とより利用される方が事業団の事業内容について理解を深めてもらえるような内容に日々更新を行っています。

今後も各事業については事業担当者が更新することで利用者との双方向の情報共有を行い、社会福祉法人として地域の利用者がホームページを見て事業に積極的に参加できるシステムを構築していきます。そのためには事業の有効性や適切な発信日、分かりやすい内容、ホームページを見た利用者の数や閲覧時間の分布などについて検証していきます。

また、情報の開示を行い、事業団が実施する将来のあるべき形を考える上で各ページ、事業項目のアクセス数を検証していきます。今、利用者が関心を持っている事業は何か、また、どのような情報を必要としているかアクセス数等を検証し、ページの更新を今まで以上に頻回に行うなどリアルタイムの情報を提供することで、魅力のあるホームページにバージョンアップして行きます。



【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	ホームページ更新状況の確認・検証	検証					
2	リアルタイムの情報発信	検証	実施				

・各事業広報誌の充実

地域が必要とする地域に根差した事業を行うためには、事業団が行っている事業内容を地域住民あるいは利用者に対して発信しなければなりません。事業団は高齢者支援、障がい児・者支援など様々な事業を行っていますが、各事業の事業内容について地域住民あるいは利用者に対して十分にされていないのが現状です。

各事業で行う事業内容の周知を行うために広報誌、たよりの発行や掲載記事の内容を充実することで、地域住民や利用者へ事業内容を理解してもらうこと、真摯に行うことで信頼を得ること、公益的な事業を続けることで地域への貢献をしていくことについて、社会福祉法人の事業団という認識を深めていきます。

また、広報誌などで事業内容をより分かりやすく伝えることで見て頂いた方からの意見を収集し、さらなる事業の拡大の実施検討や地域で不十分な福祉施策に対しての新規事業の構築に役立てていきます。広報誌、たよりの質を上げることで見て頂ける利用者を増やし、地域の福祉事業の活性化に努めていきます。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	事業の広報誌、たよりの発行	実施	検証				
2	事業の広報誌、たよりの内容充実	実施	検証				見直し



②財務諸表の開示、事業計画の公表

・事業計画に基づいた予算執行と管理運営

社会福祉法人は高い公益性と非営利性を備えた法人であり、その運営の状況について、地域住民に対し説明責任を果たさなければなりません。事業団は平成27年度より新会計基準に移行し、適正な会計処理を実施しています。

また、平成28年度の社会福祉法の改正により今まで、次期繰越金として計上していた流動資産は今後、目的を持った資金として事業計画に基づき固定資産へ積立を実施してまいります。運営の透明性の確保のために毎年の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書などを作成し、監事の意見を記載した書類を付して開示を行います。

事業団が既存で行っている事業をより充実し、継続するために必要な運転資金及び再構築に必要な資産を算出することで、資金の透明性を明らかにします。その他、情報の公表を推進する観点から、現況報告書、事業計画並びにその添付書類である貸借対照表及び収支計算書について、今後もインターネットを通じホームページに事業内容を公表することで充実してまいります。

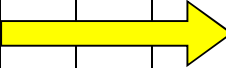
【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	新会計基準に基づいた財務諸表の開示	実施					
2	事業計画の公表	実施					

③外部機関による会計監査の実施

・会計監査人設置の必要性についての検討

平成28年度の社会福祉法改正により社会福祉法人のガバナンスの強化や財務規律の確立の観点から、一定規模以上の法人に対しては平成29年度から会計監査人による監査が法律上義務付けされます。事業団は年2回法人内監査を実施していますが、会計監査人の設置については、より実効性のある会計監査が必要とされるため、その権限、義務、責任（監事への報告義務、損害賠償責任など）が法律上で定められていることもあり、法人としての信頼価値を高めるため選定が必要です。

社会福祉法人は高い公益性と非営利性を備えた法人であり、どのような事業を行っているかその運営の状況について、地域住民に対し説明責任を果たさなければなりません。ただし、会計監査人を設置するに当たり会計監査をどのような形で進めていくかを決めなければ多大な費用を無駄にしてしまうことになりかねません。設置が義務付けられるまでに内容を精査し、必要性について検討を進めていきます。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	会計監査人の選定・設置	選定	実施	検証			

(8) 組織の権限確立と事業団の自立経営

平成28年度より実施する経営10か年計画を策定し、経営目標を達成するために毎年度の事業計画に挙げた各項目に沿って実施していきます。

これらの事業計画の一貫性と透明性を高め、実行力のあるものにしていくために確固たる運営基盤の構築と経営を意識した人材の確保及び個々の力を最大限発揮するための組織権限の確立を推進します。

重要事項については、組織内での迅速な情報の共有や適切な時期での評議員会等への上程を通して、早期決定を推進していきます。

また、運営している福祉施設のほとんどを市からの指定管理により管理運営されていることを鑑み、委託先である市と綿密な協議を行い既存事業の抜本的な見直しや新規事業の開発などを積極的に提案、協議することで自主事業の割合を高めることを一層促進し、安定した経営基盤の確保に努めていきます。

【主な事業項目】


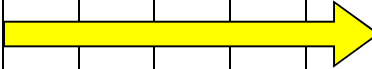
- ①実施計画に向けた進捗管理
- ②定款、各種規則、規程の更新
- ③指定管理業務における提案力の強化

①事業計画に向けた進捗管理
 ・組織体制の確立と責任の明確化

社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度では十分に対応できない方に対する支援の必要性が高まっています。理事会、評議員会、監事などの経営組織の体制の在り方を見直し、役員の役割や権限、責任の範囲などを明確化し毎年度の事業計画について進捗状況を逐次確認することで内部統制の機能を果たせる仕組みにしなければなりません。

社会福祉法の改正により役員等に与えられた新たな職務や権限を適正に遂行するための組織体制を確立していきます。

また、役員に対する特別背任罪、受託収賄罪の適用や欠格事由に関する規定を整備し、責任を明確にします。



【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	事業計画の進捗管理	実施					
2	経営組織体制の確立と責任の明確化	実施					

②各種規則、規程の更新

- ・規則、規程の見直し

社会福祉法人経営における本部機能としてのコンプライアンスの問題として非営利性、安定性、透明性、倫理性などが求められています。

事業団は社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法などの福祉に関係する法律、労働基準法や社会保険法、雇用機会均等法、高年齢者雇用安定法、障害者差別解消法、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法などの労働に関係する法律、そして個人情報保護法、成年後見制度など利用者の権利に関係する法律を遵守し、社会的ニーズや時代の要請に合った実効性のある規則や規程を見直し、更新を行っていきます。

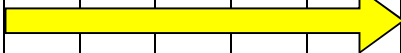

【事業計画スケジュール】								
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37	
1	コンプライアンスの遵守	実施						
2	規則、規程の見直し・更新	更新						見直し

③指定管理業務における提案力の強化 ・自主事業におけるモニタリングの実施

事業団は平成18年度から指定管理業務を受託し、第3期指定管理者（平成28年度～32年度）として指定を受けています。高年者センター岡崎及び各地域福祉センターの業務では、地域高齢者の福祉事業の拠点として市が定めた第6期老人福祉計画に基づいて健やかに安心して暮らせるまちづくりを目指します。その為に欠かせない地域包括ケアシステムを構築するために、高齢者が自らの健康を維持するための自助と福祉の担い手となりまちを支えていく互助の意識醸成を念頭に置き、地元地域と共に歩む施設を目指していきます。

福祉の村については、障がいのある方の福祉事業の拠点として市が定めた第4次岡崎市障害者基本計画の第4期岡崎市障害福祉計画に基づき、障がい児・者が安心して暮らせるまちづくりを目指します。思いやり、つながりあって、自分らしく生きるために生活の一部として地域に溶け込み無くてはならない施設としてその役割を果たしていきます。

また、自主事業として介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級養成講座）、法人後見事業、介護保険認定調査事務、訪問介護事業、産前産後ホームヘルプ事業、障がい児・者相談支援事業、日中一時支援事業を展開し、今後も事業継続の是非について利用者ニーズをモニタリングし検証することで、不足している福祉事業の充足に努めていきます。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	指定管理業務の改善提案	提案					
2	自主事業の新規開発・モニタリング	実施					再検討

2. 今後検討していく事業

【早期療育システム療育的支援事業】

○事業概要

早期療育システム療育的支援事業（にこにこキッズ事業）は、こども発達センターが平成29年度にオープンするに際し、センター内のこども発達相談センターがこども発達サポート事業からスムーズに引き継ぐために市が市内各地数カ所において実施するこども発達センターに相談に来る前の事業です。その役割は保健所が開催しているプチャ保育課が実施しているスワンと称される就学前の児童の指導、観察を行うための親子教室の流れを汲むもので、事業運営主体は市が直営で行い、市の保健師、保育士などが実務に当たります。

事業団は市が開催する経過観察教室の運営に対し専門員（臨床心理士や保健師、保育士、作業療法士など）として開催する事業の中に入り、間接的に支援をします。あくまでも「後方支援」として支えていきます。

ただし、こども発達センターが本格始動する平成29年度には、仕様変更が伴うと思われるので採算性も含め、市からの発注された委託の内容とその実効性、費用対効果を見極めていきます。

○事業目標

- ・市からの受託依頼が来た場合は、こども発達センターの運営に有効となる支援業務を受託していきます。
- ・こども発達センター開設3年後は必要性、採算性を重視し赤字に陥った場合は事業の継続について市と協議します。
- ・市の後方支援の事業として、こどもの発達サポート協力医師との情報共有は市及び自立支援協議会を経由して行います。

【放課後デイサービス】

○事業概要

放課後デイサービスは、児童福祉法における障がい児のためのデイサービス事業です。平成24年度児童福祉法改正により、就学前児童対象のデイサービスⅠ型が児童発達支援事業（センター事業）に、学童以上18歳未満の児童のためのⅡ型がこの事業に位置付けられました。

この事業の大きな特徴はその幅の広さです。小学生から高校生まで対象で、身体系サービスは年齢により同じメニューでは困難です。知的系サービスは年齢が同じでもコミュニケーションがとりにくい重度、自分で判断が困難な中度、公共交通機関が利用できる軽度の障がい児がおり、知能指数は高くても多動性などを持つ高機能自閉症など様々な児童が対象となります。さらに、個別支援計画もスポーツ、ダンスを重視する運動系や音楽・絵画・書道などをプログラムの柱とする芸術系、学習支援を中心とする学習系、生活のリズムを作る生活介護系など実に様々なプログラムやクラス分けが必要です。

事業団は、ゆりかご事業から後期高齢者向け事業まで幅広い福祉サービスを行っていますが、6歳（小学校入学）から18歳（高校卒業）までの支援体制がありませんでした。このため行政、保護者、保育所等通所施設、教育施設などから生涯にわたる支援体系の整備された事業の実施が求められています。事業団は早急に検討を重ね、実施していきます。

○事業目標

- ・事業実施に向け人材、必要な資金、実施する場所を協議していきます。
- ・利用者のターゲットを定め、開設に向けて検討していきます。
- ・利用者ニーズを把握し、採算を考えて設置を検討していきます。
- ・開設3年以内に黒字化を目指します。
- ・5年以内に黒字化できない場合は廃止します。

【軽費老人ホーム】

○事業概要

高齢者の住処としては、サービス付き高齢者専用住宅や有料老人ホームなど様々な形態の施設がありますが、ケアハウスは介護保険施行前からある軽費老人ホームの一つ（C型）で、老人福祉法に定められた福祉施設です。全室が個室、施設内はバリアフリーの構造で車イスをご使用の方にも対応しています。基本的には、食事を提供することを主なサービスとしており、1日3食、高齢者に適した献立を提供します。

いずれも国や自治体から運営補助資金が供給されることを前提とした施設であるため市の計画がなければできません。市の第6期老人福祉計画（平成27年～29年）では、混合型特定施設入居者生活介護施設全市域対象80人定員として建設計画があります。ただし、建設費補助金は国庫、中核市ともありません。

事業団は新たな事業として単独で立ち上げるだけの資金もノウハウもないため、新設する考えはありません。ただし、今後の事業展開として既存の入所施設の用途変更の一つとして検討していきます。その他高齢者サービス付き住宅なども同様です。単独の施設ではなく複合施設のひとつとして今後も検討していきます。社会保障制度が大きく揺らぎ、補助制度が大きく変わるなかこの施設が高齢者住居施設としてどこまで既存のままで維持されていくか注視していきます。

○事業目標

- ・国の制度や市の計画を絶えず確認して、この制度がいつまで続くか注視していきます。
- ・施設の特徴や運営内容、施設最低基準の確認をします。
- ・入所施設のあり方やどのような施設を経営すべきかを検討していきます。
- ・老人施設だけでなく障がい者施設や障がい児施設との共生型福祉施設（入所×通所、障がい×高齢者など）の在り方も研究していきます。

【高齢者グループホーム】

○事業概要

高齢者グループホームは、介護保険の在宅施設として位置づけられ要介護認定を受けた認知症のある高齢者が介護者に支援されながら共同で生活する場となっています。食事・入浴・排せつなど日常生活の支援や機能訓練を行っています。通常、1ユニット9人定員として2ユニットまでが認められていますので、18人定員の施設がほとんどです。市には既に16カ所以上の施設がありますが、年々増加の一途を辿り今後も大幅な増加が見込まれます。市の第6期老人福祉計画（平成27年～29年）でも毎年新たに4カ所72床の増床が計画されています。

事業団も新規参入が望まれています。敷地・建物の設置、夜間に対応できる職員の確保、資金の調達、運営ノウハウの獲得など課題は山積みであり、今のところ算入できる環境にありません。特に、運営できる職員の確保は事業の経営基盤安定に大きく影響してくることから、スタッフ不足の現段階では初年度から人手不足と採算悪化が想定されます。今後、自前の施設設置の可能性を検証していくためにも経験のある職員の確保、入所施設経営ノウハウの獲得、要介護者支援のための援護技術の向上などに力を入れていきます。

○事業目標

- ・国の制度や市の計画を絶えず確認して、この制度がどのように変わっていくかニーズはどのくらいあるか注視していきます。
- ・入所施設のあり方やどのような施設を経営すべきかを検討していきます。
- ・施設の特徴や運営内容、施設最低基準の確認などを進めておきます。
- ・既存の入所施設との事業内容の相違や展開によっては次の受け皿となりうるのか調査検討していきます。

【障がい者グループホーム】

○事業概要

障がい者のグループホームには家事支援、介護が必要な方に対して世話人が対応します。世話人の他に生活支援員が配置され、日常生活の相談など行います。施設の利用期限は設けられていないため、保護者にはあたかも親亡き後の終の棲家のように考えられているが、実際には入院や老後には介護保険事業施設に移行することになるので、通常障がい者入所施設とは取り扱いが異なります。特に、総合支援法による外部サービス利用型が登場してからは夜間に介護員がいない施設も多く、ホームヘルプサービスを受けたアパートや公営住宅と何ら変わらないものもあります。しかも、施設の耐用年数（通常木造で38年～47年）よりもその施設での入居期間が長くなることも想定され、現に入居している方たち数人のための専用施設として建設、設置することは慎重で多角的な検討が必要です。

また、入居人数が高齢者施設に比べて1/3ほど（通常定員6～7人）しかないことで財政上厳しいこと、異性混在施設の是非の検討、同性介護であることの必要性など様々な問題を抱えています。さらに、消防法上の特定施設に当たるためスプリンクラーの設置（当然自動火災通報機も設置）義務があることも事業を行う上で困難となる要因です。

それでも障がい者の宿泊施設への需要は高まる一方です。様々な宿泊形態が検討されますが慎重に諸問題を抽出し検討を重ねていきます。

○事業目標

- ・施設を設置するにあたり、需要がどれだけあるか調査をしていきます。
- ・障がい者宿泊施設のあり方について問題点を抽出し、検討をします。
- ・グループホームの運営形態の在り方を調査し、採算性を調べます。
- ・施設の設置運営に関し、人員、設備、運営基準を確認し基準を満たす施策を検討します。また、夜間の対応を検討し、職員の育成に努めます。
- ・設置に必要な場所で土地、建物等物件を調査します。

【夜間短期入所生活介護】

○事業概要

短期入所（夜間ショートステイ）事業は、短期的に施設へ入所し日常生活の介護や機能訓練などの介護を受けながら施設での生活を送ることができるサービスです。障がい者総合支援法のなかの生活介護事業の一つで第2種社会福祉事業に位置付けられ、主として保護者のレスパイト的な利用が多く見込まれます。

通常の短期入所は、3日間の利用では中日の昼間も対象となりますが、この事業の内容としては利用は夜間のみとなります。昼間は福祉の村内の就労支援事業（希望の家、のぞみの家）、生活介護事業（のぞみの家、そだちの家）に通所するという前提で設定しているため、短期入所と言いながら夜間みの利用であり、支援も帰宅から夕食準備、食事、片付け、入浴、着替え、就寝までを自分でできるようにする訓練をプログラムとし自立するための要素が取り入れた短期入所生活介護を目指しています。

○事業目標

- ・市が既存事業を見直し、事業転換をするなら、協力して業務を行います。
- ・市が事業内容を変更する場合でも、指定管理の契約・仕様に基づき適正に業務を行っていきます。
- ・市がこの事業を指定管理業務として委託するのならば、積極的に受託していきます。
- ・もし、公募型になっても、介護支援事業等のノウハウを活かして受託するよう努めます。ただし、採算が取れないと判断した場合は入札に参加しないこともあり得ます。
- ・市から事業内容の見直しと変更依頼があれば、効率的な事業内容を提案・協議します。
- ・事業を適正に執行し、少しでも赤字の解消に努めます。

【障がい者移動支援・行動援護・同行援護】

○事業概要

移動支援は障がい者地域生活支援事業の一つで市の裁量で行なわれ、障害程度区分や対象障害者の限定はありません。従事者はヘルパー２級以上か障害によってはガイドヘルパーの講習などが必要な場合があります。

行動援護が利用できるのは、行動関連項目の合計点数が８以上の方で、危険認知度が低く、社会性に問題があり、通常の行動に援護が必要な方で対象は知的、精神障害の方です。従事者の要件はヘルパー２級以上です。行動援護は外出時の支援だけでなく、自宅内での利用も可能ですが、利用者の特性を把握するのに時間がかかるのでなかなか利用されていません。

同行援護は視覚障害者の方の援護をするもので、自立支援給付の対象事業です。

いずれも従事者が少なく、利用できる対象事業者は市内でもほとんどありません。しかし、これらの事業は障がい者の地域への社会活動への参加に欠かせない事業です。事業団は障がい者の社会活動への参加を支援し、地域の社会福祉に貢献して行きます。

○事業目標

- ・ニーズの把握を行い、需要と供給バランスを調査します。
- ・市からの委託依頼がないので、採算を重視し、事業開始後３年以内に黒字に転換しなければ事業を休止します。
- ・事業を行うために優秀な人材の確保に努めます。
- ・ホームヘルプサービスなど他事業との連携を図ります。
- ・人材確保のための研修の実施を検討します。

【高齢者・障がい者生活困窮者支援】 (生活困窮者自立支援)

○事業概要

生活困窮者支援事業は、平成27年から生活困窮者自立支援法に基づき始まり、生活困窮者が生活保護に陥る前に生活全般にわたる困りごとの相談などを行う事業です。対象は生活困窮という経済的な尺度で判断されるため、高齢者とか障がい者に特化するという概念がありません。

法律による支援メニューは、支援員が相談を受けて具体的な支援プランを作成する自立相談支援、家賃相当額を助成する住居確保給付金支給、就労支援・就労準備支援、家計状況を立て直す家計相談支援、生活困窮世帯子ども学習支援、住居のない方に衣食住を提供する一時生活支援などの事業がありますが、対象が高齢者、障がい者である場合は事業団がこの事業に参入する必要があります。

また、就労支援・就労準備支援は希望の家、家計状況を立て直す家計相談支援は福祉の村相談支援、生活今週世帯子ども学習支援は若葉学園などで実施することが可能です。

直接的にこれらの事業を行わなくても事業団のおこなうべき業務の範囲内で進めることのできる事業は積極的に推進していきます。

○事業目標

- ・高齢者、障がい児・者の相談事業で生活困窮者支援に関わるニーズを調査します。
- ・既存の事業のなかで業務内容を検討します。
- ・必要と判断した場合は高齢者・障がい者にかかる生活困窮者のための新規事業の実施を検討します。
- ・所轄庁から事業委託の依頼があれば、協議に応じます。
- ・業務を受託した場合でも、3年後に採算が取れなければ事業廃止します。

【高齢者、障がい（児）者施設 P F I 事業】

○事業概要

社会福祉・社会保障制度は、介護保険事業創設以来、ほぼ毎年法律改正や指導要綱の廃止、事業の変更・統廃合が行われ、事業団は常に市と協議しながらその対応や事業の変更対応にも努めてきました。市は、それにあわせ既存の施設や事業の体系を大幅に変更するとともに、こども発達センターなど新たな施設を建設し、民間手法の導入を図るため P F I などの手法を用いて委託事業の拡大を図っています。

事業団は、高齢者、障がい（児）者施設に係る P F I 事業への参入はもちろん、地域包括支援センター事業の圏域変更など施設管理の無い福祉サービスの委託事業にも積極的に応募、受託してきました。今後も市の福祉事業の推進計画を注視し、事業団の経営方針と時代の動向・利用者の要請を絶えず見守りながら地域に必要とされる事業を推進していきます。

○事業目標

- ・所轄庁から新たに公募・非公募による指定管理委託若しくは委託事業の依頼があれば、協議に応じます。
- ・業務を受託した場合でも、3年後に採算が取れなければ事業廃止します。

【福祉の村施設譲渡計画策定事業】

○事業概要

市は、指定管理者委託事業やP F I 事業をさらに進め、社会福祉法人としての事業団に施設譲渡及び施設経営継続を求めています。事業団も基本財産が取得できて経営基盤が安定すること、指定管理制度による受託協議に膨大な労力を費やすことなく安定した運営ができるなどの利点があり、譲渡に向けた協議に入っています。

今後は、譲渡の際の基本財産（土地、建物、工作物）の有償・無償の取り扱いや事業継続の期間、老朽化した建物の修繕計画、譲渡後の事業団が改築などを行った場合の施設整備費補助の確約などの協議を行っていきます。

市は事業団が施設譲渡を受けた後どのように福祉サービスを展開していくのか計画の策定を求めています。事業団は施設譲渡後に施設整備を速やかに行うために既存の事業についての課題を解消出来るよう検討会を密に行います。利用者ニーズに合わせた施設を作るために既存設備の改修を行う施設整備計画とこの計画に必要な施設改修費を積算した施設資金計画を策定します。資金面の補助については随時、市と協議を行っていきます。

作成した福祉の村施設整備計画と施設資金計画を策定して、事業団の社会福祉充実計画に内包していきます。

○事業目標

- ・施設譲渡について市と基本協定を締結し、協議を重ねていきます。
- ・今後の事業内容、施設改修、費用算出、補助算定、資金計画を検討した福祉の村整備計画を策定します。
- ・市から整備計画を含めた社会福祉充実計画の承認を受けます。
- ・市に譲渡施設の事前改修を求めています。

【社会福祉充実計画策定事業】

(既存の制度の対象とならないサービスに対応する事業、無料又は低額な料金により提供する福祉サービス事業)

○事業概要

社会福祉充実計画（以下「充実計画」という。）は平成28年の社会福祉法改正のなかで盛り込まれたものです。社会福祉法人の余裕財産を明確化して、その財源をもとに無料又は低額な料金により提供する福祉サービス事業です。制度の狭間にある地域で必要とされるサービスを発掘し、自ら計画・立案して余裕財産の再投下計画を作り、所轄庁に申請します。理事会、評議員会の承認を得ることはもとより、公認会計士の確認書を添付して所轄庁に承認を受けます。所轄庁に承認された充実計画は自らの責任において実施して毎年度実績を報告する義務を負うことになります。

再投下する財源とする法人の内部留保基準は、当該年度次期繰越金から事業継続用財産、その法人で承認された社会福祉事業等投資額及び地域公益事業、公益事業投資額を差し引いた額となる予定です。

詳細は平成30年度から整備されるようですが、事業団としてはあらかじめ内部留保額と社会福祉事業、地域公益事業の内容を吟味しておく必要があります。充実計画はこの計画書に基づき平成29年度末までに作成していきます。

○事業目標

- ・法律の改正と所轄庁の通知をよく確認し、適正に事業を推進します。
- ・所轄庁及び市担当部局と協議を行い、必要な事業の選別を行います。
- ・法人内規程や規則を整備し、速やかに事業を実行できる体制を整えます。
- ・事業の実績や事業効果の検証を行うことのできる仕組みを整えます。
- ・社会福祉充実計画の作成を検討します。

第6章 結び

現在、事業団が指定管理者として指定管理業務を実施している福祉の村5施設（希望の家、のぞみの家、そだちの家、みのりの家、にじの家）については市と譲渡（土地・建物・事業）についての協議が始まっています。

老人福祉施設にあっても市の保有する公共施設全体の廃止・統合化の方針の中で、社会福祉施設の縮小、廃止及び民間譲渡の検討、さらには地域福祉サービスの民間充足を理由に公共施設での福祉サービスの縮小、廃止が検討される情勢となっています。

また、平成32年度の第3期指定管理業務終了と同時に市の派遣職員は全員引上げになることが予定されています。事業団は自主事業や委託事業を実施しているとはいえ基本的には指定管理事業による経営から成り立っています。つまり、収入の大部分は市の指定管理料で賄っており、介護保険法及び障害者総合支援法に係る報酬だけでは経営が成り立たない事業が多いのが現状です。残り少ない時間の中で事業団の職員一人ひとりが経営意識を持ち、自ら計画的に組織強化、経営基盤強化を図り地域のニーズに合わせた社会福祉事業を継続あるいは新規開発し、地域に社会貢献をすることで事業団の福祉サービスを選んでもらい、発展していかねばなりません。

経営10か年計画の骨組みである重点事項については事業団が組織強化として法人を支える職員の人材育成、地域の情勢に応じた支援体制の構築、今後、市の福祉計画に沿った定款や規則・諸規定の改正、市職員の派遣解除を実施します。

毎年度、目標に掲げた事業計画について実施内容の進捗状況を検証し、先を見据えた地域に必要なとされる社会福祉事業を継続していきます。

《参考資料》

1. 10年計画（平成17年3月策定）

平成17年度～平成26年度までの10年間の事業計画。内容は、「福祉の村マスタープラン」「高齢者部門マスタープラン」「コスト委員会報告書」「処遇委員会（採用等）報告書」「処遇委員会（研修）報告書」からなる。

2. 岡崎市福祉事業団5か年計画（平成23年6月策定）

平成23年度～平成27年度までの5年間の事業計画。上記1の10年計画の後半部に該当、第2回指定管理業務委託の基本計画。内容は、策定理由から今後の課題まで総計19章にもおよび、各施設、事業の経営方針、経営目標及び事業計画の方針（目標指標）からなる。

3. 岡崎市福祉事業団5か年計画の検証

前項の計画において第6章の事業計画の方針（目標指標）から第15章の職員定数と人件費までの項目について内部資料を基に検証を行った。

4. 岡崎市福祉事業団行動計画（第3回）

平成27年4月1日～平成33年3月31日までの6年間の計画。内容は事業団職員の子どもたちの育成のための一般事業主行動計画であり、事業団職員の育成方針（人材育成）の具体的施策からなる。

5. 岡崎市福祉事業団行動計画（第1回）

平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間の計画。内容は事業団の女性労働者に対する活躍の推進のための一般事業主行動計画であり、女性職員のスキルアップ（管理職登用）の具体的施策からなる。

6. 岡崎市福祉事業団組織自立化計画

組織強化計画として人材育成計画、規則・諸規程の改正、岡崎市職員派遣解除実施計画があり、その計画に基づき、経営強化計画（中・長期経営計画）として第3期指定管理獲得のための事業計画（提案書）、こども発達センター開設に伴う関連業務計画、福祉の村残余施設の運営管理計画及び老人福祉施設の運営管理計画を策定するための経営改善指針。

7. 災害対応マニュアル

災害時の社会福祉法人としての対応マニュアルとして事業継続計画（BCP）、事業団職員行動マニュアル及び福祉避難所の開設・運営マニュアルからなる。

8. 人事評価制度の手引き

事業団職員の役割責任に対してどの程度達成されたかを明確にするための手引き。人事評価制度の基本、目標による管理、業績評価の仕組み、能力評価の仕組み、総合評価の方法とその活用の考え方、面談の方法、人事評価に関する苦情相談からなる。

9. 経営理念・経営方針・経営目標の見直しについて

5か年計画が平成27年度で終了するにあたり、次計画に向け事業団が地域に根ざした社会福祉法人として新たな取り組みを実施するために経営理念を見直し経営目標を掲げたもの。

